

# 1 相談に関すること

利用できるサービスや手続きの方法などについて、不明な点があるときは、総合的な相談支援等のために各市町村が設置している「相談支援窓口」の他、次の機関へお問い合わせください。

名 称	概 要	目 次
障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業	各市町村が設置している障がいに関する総合的な相談窓口。	p8～p11
相談窓口 相談機関 相談員	障がいのある方の各種相談に応じるため、様々な相談機関及び相談員が配置されています。	p12～p15
消費生活センター相談窓口 (各消費生活相談室)	消費生活トラブルに関することなど様々な相談を行っています。	p16
障がい児等地域療育支援事業	在宅の障がいのあるお子さんなどが気軽に療育指導・相談を受けられるよう県内の各地に専門スタッフを配置し相談を行っています。	p17
発達障がい者に係る相談機関	発達障がいのある方やそのご家族を対象に様々な相談を行っています。	p18～p20
精神障がい者家族相談ダイヤル	精神障がいに関する相談を当事者やそのご家族の立場に立ち、思いを共有できる相談先として電話相談を行っています。	p20～p21
鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関	鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関として、野島病院(倉吉市)高次脳機能センターの専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。	p21
鳥取県高次脳機能障害者家族会	高次脳機能障がいに関する相談を、当事者やそのご家族の立場に立ち、悩みを共感したり支えあう活動をしています。	p22
鳥取県アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点機関	アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症についての普及啓発や相談対応、専門的な治療を行っています。各種相談に応じる「相談支援コーディネーター」を配置しています。	p22～p23
えぬびーおーほうじんととりけん断酒会	アルコール依存症の人及び酒・アルコールを止めたいと自発的に思っている人の断酒を支援する自助グループです。	p23～p24
鳥取県てんかん診療拠点機関	てんかん診療支援コーディネーターが相談窓口となり、てんかん患者さんとそのご家族に対する相談支援、適切な治療を受けられるシステムの構築を目指し、医師による医療相談も行っています。	p24～p25
公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部	てんかんのある方への相談や助言を当事者の立場に立って行います。	p25
えぬびーおーほうじんととりけん断酒会	アルコール・薬物依存症者やそのご家族のために、薬物問題の相談や啓発活動を行っています。	p25～p26
成年後見支援センター	高齢者や障がい者の権利擁護に取り組む支援センターが、東・中・西部の3か所に設置されています。	p26
あいサポート・アートセンター	芸術・文化活動に取り組む障がい者やその支援者を支援するための相談受付や研修会を行います。	p26～p27
聴覚障がい者・盲ろう者・視覚障がい者に係わる各センター等	聴覚障がい者・盲ろう者・視覚障がい者に係わる相談対応等を行っています。	p27～p29

# (1) 障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業

共通

相談に関すること

## 障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業とは

障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がいのある方やそのご家族に対する総合的な相談支援や連絡調整等を行う窓口を各市町村が設置する事業です。

### 【対象者】

地域での生活支援をご希望されている身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病患者など、およびそのご家族。 ※相談は無料です。

### 【業務内容】

**福祉サービスの利用援助**  
 相談や情報提供、障害福祉サービス等の申請援助やサービス調整、個別支援会議の開催等の支援を行います。

**権利の擁護のために必要な援助**  
 権利擁護とは……自分自身の権利を守り、また行使するのに困難を伴う障がいのある方等のために、代わって必要な援助を行うことをいいます。

**社会生活力を高めるための支援**  
 人間関係のトラブルや健康管理、金銭管理等について、自分の力で、あるいは必要な援助を受けながら解決できる力を引き出す（＝エンパワー）のための相談や講座等を開催します。

**ピアカウンセリング**  
 ピアカウンセリングとは……障がい当事者が、同じ悩みや同じ障がいのある仲間の声を聞きながら、その障がいに対する肯定感を引き出し、最終的には、その人自身の力で課題を解決、克服できるよう援助するためのカウンセリング技法をいいます。

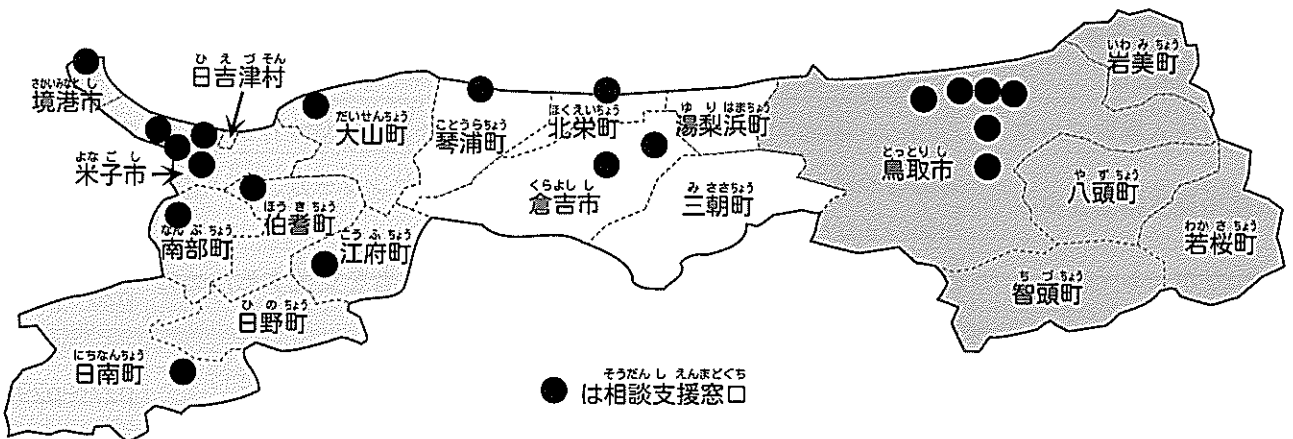
**社会資源を活用するための支援**  
 各種支援、施策に関する助言等を行います。

**専門機関の紹介など**

### 【相談方法】

来所・訪問・電話・ファクシミリなど  
 ※相談される方の状況に応じた対応に努めています。

## 市町村の相談支援窓口の配置状況



かく し ちょう そん そう だん し えん まど ぐち いち らん  
各市町村の相談支援窓口一覧

しょう しゃそうだん し えん じぎょう し ちょうそん せうだん し えん き のうきょう か じぎょう  
(障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業)

とっとりし  
鳥取市

しょうがいしゃ し えん  
障害者支援センターしらはま  
〒 689-0201 鳥取市伏野 2259-17  
☎ 0857-59-6036 FAX 0857-59-2022

しょう しゃ し えん  
障がい者支援センターそよかぜ  
〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 (さざんか会館内)  
☎ 0857-22-9511 FAX 0857-22-9501

せうだん し えん じぎょうしょ  
相談支援事業所アブローズ  
〒 680-0824 鳥取市行徳 三丁目 901-9  
☎ 0857-30-4635 FAX 0857-30-5754

ち いせい かつ し えん  
地域生活支援センターみんなの家  
〒 689-0202 鳥取市美萩野 2 丁目 81 番地  
☎ 0857-30-7677 FAX 0857-30-7678

していせうだん じぎょうしょ わ き さと  
指定相談事業所和貴の郷  
〒 680-1241 鳥取市河原町長瀬 61-11  
☎ 0858-85-3738 FAX 0858-85-3739

せうだん し えん  
相談支援センターサマーハウス  
〒 680-0007 鳥取市湯所町 1 丁目 131  
☎ 0857-36-1151 FAX 0857-36-1152

せうだん し えん  
相談支援センター ゆくり  
〒 680-0805 鳥取市相生町 二丁目 405 番地  
☎ 0857-20-0222 FAX 0857-20-0222

とっとりかいご  
鳥取介護サービス 相談支援センター  
〒 680-0921 鳥取市古海 707-1  
☎ 0857-30-1696 FAX 0857-30-1697

よなごし  
米子市

しょうがいしゃせい かつ し えん  
障害者生活支援センターすてっぷ  
〒 683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階  
☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121

しょうがいしゃせい かつ し えん  
障害者生活支援センターまちくら  
〒 683-0816 米子市西倉吉町 83-3  
☎ 0859-35-5647 FAX 0859-35-5648

<p>米子市</p>	<p>相談支援事業所エポック翼 〒683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>障がい者支援センター和おん 〒683-0103 米子市富益町 4684 ☎ 0859-30-4623 FAX 0859-30-4624</p>
<p>倉吉市</p>	<p>倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい 〒682-0863 倉吉市瀬崎町 2714-1 ☎ 0858-22-6239 FAX 0858-23-7122</p> <p>中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p>
<p>境港市</p>	<p>障害者支援センターさかいみなど 〒684-0071 境港市外江町 2072 ☎ 0859-44-2520 FAX 0859-44-2526</p>
<p>岩美町・若桜町・智頭町・八頭町</p>	<p>相談支援センターサマーハウス 〒680-0007 鳥取市湯所町 1 丁目 131 ☎ 0857-36-1151 FAX 0857-36-1152</p>
<p>三朝町・湯梨浜町</p>	<p>中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p>
<p>琴浦町</p>	<p>琴浦町障がい者地域生活支援センター 〒689-2392 東伯郡琴浦町徳万 591-2 (琴浦町役場内) ☎ 0858-52-1706 FAX 0858-52-1524</p> <p>中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p>
<p>北栄町</p>	<p>北栄町障がい者地域生活支援センター 〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿 423-1 (北栄町役場大栄庁舎内) ☎ 0858-37-5851 FAX 0858-37-5339</p> <p>中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p>


<p>ひ え づ そ ん 日吉津村</p>	<p>しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>しょうがいしゃしえん 障がい者支援センター和おん 〒 683-0103 米子市富益町 4684 ☎ 0859-30-4623 FAX 0859-30-4624</p>
<p>だいせんちやう 大山町</p>	<p>しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>だいせんちやうしゃかいふくしきやうぎかい 大山町社会福祉協議会サポートセンターだいせん 〒 689-3332 西伯郡大山町末長 503 ☎ 0859-39-5018 FAX 0859-39-5021</p>
<p>なんぶちやう 南部町</p>	<p>じよか J O C A サポート 〒 683-0351 西伯郡南部町法勝寺 325-1 ☎ 0859-36-8010 FAX 0859-36-8010</p>
<p>ほうちやう 伯耆町</p>	<p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所キララみらい 〒 689-4121 西伯郡伯耆町大殿 1830-1 ☎ 0859-68-5181 FAX 0859-68-5181</p>
<p>にちなんちやう 日南町</p>	<p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所つぼみ 〒 689-5211 日野郡日南町生山 153-2 ☎ 0859-77-3200 FAX 0859-77-3200</p>
<p>ひのちやう ころふちやう 日野町・江府町</p>	<p>そうだんしえんじぎょうしょえみ さと 相談支援事業所江美の郷 〒 689-4403 日野郡江府町大学久連 7 ☎ 0859-72-3210 FAX 0859-75-3645</p>

## (2) 相談窓口

市町村が設置する相談支援窓口の他に、障がいのある方や保護者の各種相談に応じるため、様々な「相談機関」や「相談員」を配置しています。




### ○相談機関

機関名	活動内容	住所	電話番号 FAX番号
鳥取市保健所、中・西部県総合事務所 (保健所) 	こころの健康や精神疾患、精神障がい者の福祉など、精神保健福祉に関する相談や、市町村役場に協力してご家庭におられる精神障がいのある方の訪問指導を行っています。	(鳥取市保健所) 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階	0857-22-5616 0857-20-3962
		(中部福祉保健局) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3147 0858-23-4803
		(西部福祉保健局) 米子市東福原1-1-45	0859-31-9309 0859-34-1392
身体障害者更生相談所 	身体障がいに関する専門的な相談を行っています。  ※補装具・更生医療の申請窓口は、お住まいの各市町村役場になります。	(東部身体障害者更生相談所) 鳥取市東町1丁目220 県庁障がい福祉課内	0857-26-7856 0857-26-8136
		(中部身体障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803
		(西部身体障害者更生相談所) 米子市東福原1-1-45	0859-31-9309 0859-34-1392
知的障害者更生相談所 	知的障がいに関する専門的な相談を行っています。  ※療育手帳の申請窓口は、お住まいの各市町村役場になります。	(東部知的障害者更生相談所) 鳥取市江津318-1	0857-23-6218 0857-21-3025
		(中部知的障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803
		(西部知的障害者更生相談所) 米子市東福原1-1-45	0859-31-9309 0859-34-1392
児童相談所 	障がい児やその保護者に関する相談を行っています。	(福祉相談センター中央児童相談所) 鳥取市江津318-1	0857-23-1031 0857-21-3025
		(倉吉児童相談所) 倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141 0858-23-6367
		(米子児童相談所) 米子市博労町4-50	0859-33-1471 0859-23-0621
精神保健福祉センター 	こころの健康や精神疾患、精神障がい者の福祉など、精神保健福祉に関する相談を行っています。	鳥取市江津318-1	0857-21-3031 0857-21-3034



機関名	活動内容	住所	電話番号 FAX番号
『エール』発達障がい者支援センター 	発達障がいのある方やそのご家族の育児、就学、就労、地域生活などに関する相談・支援を行っています。	倉吉市みどり町 3564-1 (県立皆成学園内)	0858-22-7208 0858-22-7209
地域療育担当支援員 	在宅の身体障がい児、知的障がい児、重症心身障がい児(者)、発達障がい児及び保護者等に対する相談に応じ、援助を行っています。	p17をご覧ください。 ※障がい児等地域療育支援事業	
市町村役場 	障害福祉サービス(居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、グループホームなど)、地域生活支援事業(移動支援、地域活動支援センターなど)に関する相談を行っています。	p162～163をご覧ください。	
障害者就業・生活支援センター (生活支援担当職員、就業支援担当者) 	障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。	(障害者就業・生活支援センター しらはま) 鳥取市伏野 2259-17  (障害者就業・生活支援センター くらよし) 倉吉市住吉町 37-1  (障害者就業・生活支援センター しゅーと) 米子市道笑町 2丁目 126-4 稲田地所第 5ビル 1階	0857-59-6060 0857-59-2022  0858-23-8448 0858-23-8456  0859-37-2140 0859-37-2140
鳥取県聴覚障がい者センター 	聴覚に障がいのある方やそのご家族及び関係者の方に対し、来訪による相談受付のほか、面接・訪問等の必要な支援を行います。	(鳥取県東部聴覚障がい者センター) 鳥取市富安 2丁目 104-2 さざんか会館 4階  (鳥取県中部聴覚障がい者センター) 倉吉市葵町 724-15  (鳥取県西部聴覚障がい者センター) 米子市旗ヶ崎六丁目 19-48 堀田ビル 1階	0857-32-6070 0857-32-6071  0858-27-2355 0858-27-2360  0859-30-3659 0859-30-3660

相談に関すること




1

機関名	活動内容	住所	電話番号 FAX番号
鳥取県盲ろう者支援センター 	視覚と聴覚の両方に障がいのある方やそのご家族及び関係者の方に対し、来訪による相談受付のほか、面接・訪問等の必要な支援を行います。	(鳥取県盲ろう者支援センター) 米子市加茂町 2-108 SANKI ビル 2 階	0859-30-3830 0859-21-1537
鳥取県視覚障がい者支援センター 	視覚に障がいのある方やそのご家族及び関係者の方に対し、来訪による相談受付のほか、面接・訪問等の必要な支援を行います。	(鳥取県視覚障がい者 東部支援センター) 鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館 4 階	0857-32-8015 0857-32-8018
		(鳥取県視覚障がい者 中部支援センター) 倉吉市山根 540-1 パープルビル 4 階	0858-27-1654 0858-27-1885
		(鳥取県視覚障がい者支援センター) 米子市皆生温泉 3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟内	0859-46-0778 0859-22-7688
		ロービジョン相談 窓口 	鳥取県内のロービジョン者、その家族や支援者からの生活、医療、福祉等に関する相談支援を行っています。 ※毎週月曜日、火曜日 午前 9 時から午前 11 時まで

○相談員

相談員の名称	活動内容	住所・電話番号
相談支援専門員 	障がいのある方及びそのご家族に関する様々な相談・支援を行っています。	障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業 (p8～11)、指定 (特定・一般・児童) 相談支援事業所 (p199～201) へお問い合わせください。
身体障害者相談員 【窓口：市町村】 	社会的信望があり、身体障がいのある方の福祉に熱意と見識を持っている方を、身体障害者相談員として市町村が委嘱し、様々な相談に応じ、必要な援助を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p164～165 をご覧ください。



<small>そうだんいん めいしやう</small> 相談員の名称	<small>かつ どう ない よう</small> 活動内容	<small>じゆう しょ だん ばん ぐう</small> 住所・電話番号
<small>ち てきしやうがいしやそうだんいん</small> 知的障害者相談員 【窓口：市町村】 	<small>ち てきしやう</small> 知的障 <small>かた ほ ご しゃとう</small> がいのある方の保護者等 で、 <small>ち てきしやう</small> 知的障 <small>かた ふく し せう</small> がいのある方の福祉増 進 <small>しん おつ い</small> に熱意 <small>かた</small> のある方に知的障害者相 談員 <small>だんいん し ちやうそん いしよく</small> を市町村が委嘱しています。 関係機関 <small>かんけい き かん</small> との連携 <small>れんけい</small> のもとに知的障 がい <small>かた</small> のある方の日常 <small>にちじやう</small> の相談 <small>そうだん</small> に応 じ、必要 <small>ひつやう</small> な助言 <small>じよげん</small> を行 <small>さそ</small> っています。 ※相談員 <small>そうだんいん</small> に関する窓口 <small>かん まどぐち</small> ：市町村 <small>し ちやうそん</small>	p166 をご <small>らん</small> 覧ください。
<small>せいしんしやうがいしやそうだんいん</small> 精神障害者相談員 【窓口：市町村】 	<small>せいしんしやう</small> 精神障 <small>かた ほ ご しゃとう</small> がいのある方の保護者等 で、 <small>せいしんしやう</small> 精神障 <small>かた ふく し せう</small> がいのある方の福祉増 進 <small>しん おつ い</small> に熱意 <small>かた</small> のある方に精神障害者相 談員 <small>だんいん し ちやうそん いしよく</small> を市町村が委嘱しています。 関係機関 <small>かんけい き かん</small> との連携 <small>れんけい</small> のもとに精神障 がい <small>かた</small> のある方の日常 <small>にちじやう</small> の相談 <small>そうだん</small> に応 じ、必要 <small>ひつやう</small> な助言 <small>じよげん</small> を行 <small>さそ</small> っています。 ※相談員 <small>そうだんいん</small> に関する窓口 <small>かん まどぐち</small> ：市町村 <small>し ちやうそん</small>	p165 をご <small>らん</small> 覧ください。
<small>みんせい じどう いん</small> 民生・児童委員 【窓口：市町村】 	市町村 <small>し ちやうそん</small> ごとに配置 <small>はいち</small> され、地域 <small>ちいき</small> にお いて福祉事務所 <small>ふく し じ むしよ</small> ・市町村等 <small>し ちやうそん とう</small> の行政 <small>ぎやうせい</small> 機関 <small>き かん</small> の業務 <small>ぎやうむ</small> に協力 <small>きやうりやく</small> し、地域福祉 <small>ちいきふくし</small> に 関 <small>かか</small> わる各種 <small>かくしゆ</small> の相談 <small>そうだん</small> ・支援活動 <small>しえんかつどう</small> に従 <small>じゆ</small> 事 <small>じ</small> しています。	p162～163 の市町村福祉担当課 <small>し ちやうそん ふく し たん とう か</small> にお問い合わせ <small>と あ</small> せ <small>わ</small> ください。

しょうひ せいかつ そうだんまどぐち かくしょうひ せいかつ そうだんしつ  
**消費生活センター相談窓口 (各消費生活相談室)**

かくしょうひ せいかつ そうだんしつ あくしつしょうほう けいやく しょうひ しゃ かん そうだん う ひつよう  
 各消費生活相談室では、悪質商法・契約など消費者トラブルに関する相談を受け、必要  
 じょうげん じょうほうていぎょうどう おこな ひみつげんしゅ そうだん むりよう  
 な助言、情報提供等を行っています。(秘密厳守・相談無料)

相談に関すること

そうだんうけつけ じ かん  
**【相談受付時間】**

とうぶ しょうひ せいかつ そうだんしつ ど にち しゅくじつ ねんまつねんし やす  
 東部消費生活相談室 8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

ちゅうぶ しょうひ せいかつ そうだんしつ にち げつ しゅくじつ よくじつ ねんまつねんし やす  
 中部消費生活相談室 9:00～17:30 (日・月・祝日とその翌日・年末年始はお休みです。)

せいぶ しょうひ せいかつ そうだんしつ しゅくじつ ねんまつねんし やす  
 西部消費生活相談室 8:30～17:00 (祝日・年末年始はお休みです。)

でんわ らいしょ そうだん  
 ※電話または来所にてご相談ください。

そうだんまどぐち  
**【相談窓口】**

とうぶ しょうひ せいかつ そうだんしつ  
 東部消費生活相談室

〒680-8570 とっとり ししがまち ちやうめ ばんち とっとりけんちやうだい ちやうしゃ かい  
 鳥取市東町1丁目271番地 (鳥取県庁第2庁舎2階)

☎ 0857-26-7605

ちゅうぶ しょうひ せいかつ そうだんしつ  
 中部消費生活相談室

〒682-0816 くらよし し だきやう じちやう ばんち くらよしこうりやう かい  
 倉吉市駄経寺町187番地1 (倉吉交流プラザ2階)

☎ 0858-22-3000

せいぶ しょうひ せいかつ そうだんしつ  
 西部消費生活相談室

〒683-0043 よなご しすえひろちやう ばんち よなご かい  
 米子市末広町294番地 (米子コンベンションセンター4階)

☎ 0859-34-2648



とっとりけんしょうひ せいかつ  
 鳥取県消費生活センター  
 こうしき  
 LINE 公式アカウント

メールによる相談は受付のみ行っています。

※メールでの回答は行っていない。

でんし そうだんうけつけ しょうひ せいかつ そうだん けんさく  
 電子メールによる相談受付フォームは「とりネット消費生活相談」で検索してください。

ちゅうい じこう  
**【注意事項】**

でんし ぶんめん はっせい けい い じやうきやう しょうさい じゅうぶん はあく  
 電子メールの文面だけでは、トラブル発生<sup>はっせい</sup>の経緯<sup>けい い</sup>や状況<sup>じやうきやう</sup>などの詳細<sup>しょうさい</sup>が十分<sup>じゅうぶん</sup>に把握<sup>はあく</sup>できず、  
 じつじやう あ てきかく じょうげん おこな こんなん でんし うけつけ げんそく  
 実情<sup>じつじやう</sup>に合わせた的確<sup>あ てきかく</sup>な助言<sup>じょうげん</sup>を行うことが困難<sup>おこな</sup>であることから、電子メールでの受付<sup>うけつけ</sup>は原則<sup>げんそく</sup>  
 しょかい れんらくさきおよ そうだんないよう じぜん はあく  
 初回<sup>しょかい</sup> (連絡先<sup>れんらくさき</sup>及び相談内容<sup>そうだんないよう</sup>の事前把握<sup>じぜん はあく</sup>) のみとさせていただきます。

※お急ぎの方は、電話または来所によりご相談ください。

けんないかく しょうそん しょうひ せいかつ そうだんまどぐち せっち りよう  
 ※県内各市町村にも消費生活相談窓口が設置<sup>せっち</sup>されていますので、あわせてご利用<sup>りよう</sup>ください。

### (3) 障がい児等地域療育支援事業

在宅の障がいのあるお子さんなどが身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられるように、県内の各地域に在宅福祉に詳しい地域療育担当支援員を配置し、在宅の障がい児者や保護者の相談にのったり、必要に応じて医師や保育士などの専門スタッフが相談・指導を行います。

**【対象者】**

- ・お子さんの子育てや発達に不安のある方。
  - ・在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児者及び発達障がい児。
- ※本事業の対象とならない場合もありますが、詳しくは各施設にお問い合わせください。

**【事業内容】**

- ・内容に応じ、ご本人のご自宅やお住まいの地域に出向いて相談をお受けして、個別や集団で療育についてのアドバイスなどを行います。
- ・地域療育担当支援員が、相談の内容に応じて各種福祉サービスの情報提供や利用のお手伝い、関係機関との調整、紹介などを行います。
- ・保育所や幼稚園、学校などに専門スタッフを派遣して、障がい児者の療育に携わる職員にアドバイスなどを行います。

**【対応する専門スタッフ】**

医師、看護師、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など

**【窓口】** 各施設へご相談ください。

地 区	施 設	電 話 番 号 F A X 番 号	地 域 療 育 担 当 支 援 員
東 部 地 区	けんりつとっとりりょういくえん 県立鳥取療育園	0857-29-8889 0857-29-9300	はい ち 配 置
	とっとりしりつわかきかくえん 鳥取市立若草学園	0857-28-1233 0857-28-1233	—
中 部 地 区	けんりつちゅうぶりょういくえん 県立中部療育園	0858-27-0780 0858-27-0781	はい ち 配 置
	けんりつつかいせいかくえん 県立皆成学園	0858-22-7188 0858-22-7189	—
西 部 地 区	けんりつそうごうりょういく 県立総合療育センター	0859-38-2163 0859-38-2156	はい ち 配 置
	よなごしりつ 米子市立あかしや	0859-29-2585 0859-29-2585	—
	えぬびーおーほうじん ひ NPO法人陽なた	0859-57-6240 0859-57-6240	—

## (4) 発達障がいに係る相談機関

### 『エール』発達障がい者支援センター

発達障がいのある方やそのご家族が、豊かな地域生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や、関係団体と連携しながら相談支援・調整等を行います。

#### 【対象者】

発達障がいのある方やそのご家族。子どもから大人まで年齢は問いません。

#### 【事業内容】

##### ・相談支援

- 日常生活にかかわるさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育所や学校・職場で困っていること）に応じて関係機関と連携をとりながら支援を進めます。
- 福祉制度やその利用の仕方、専門機関など、必要な情報を提供します。

##### ・発達支援

- 発達検査等を行い、家庭での療育方法への助言、並びに個々に応じた療育や教育、支援の具体的な手立てについて支援します。
- 保育所や学校などと連携をとりながら巡回相談や療育支援を行います。

##### ・就労支援

- 関係機関との連携により、助言や情報提供を行います。

##### ・普及・啓発研修

- 「発達障がい」について、障がいの正しい理解や支援の方法を広めるための研修を行います。

※電話、ファクシミリ、電子メール、来所等による相談に応じ、適切な指導・助言や必要な情報提供を行います。

【連絡先】 倉吉市みどり町 3564-1（県立皆成学園内）

☎ 0858-22-7208 FAX 0858-22-7209

E-mail : yell@pref.tottori.lg.jp

http://www.pref.tottori.lg.jp/yell

## とっとり ペアレントメンター鳥取

発達障がい、周囲から理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して同じ発達障がいのある子どもを持つ保護者がペアレントメンター（よき相談相手・先輩保護者）となって、悩みを共感したり、ご自分の子育て経験をとおして子どもへの関わり方などを助言したりします。

### 【対象者】

発達障がいのある子どもを持つ保護者、発達障がい児者と関わりのある各種機関

### 【事業内容】

- ・個別相談（来所、訪問）
- ・電話相談
- ・メール相談
- ・情報交換会（保護者勉強会）
- ・理解啓発活動
- ・ペアレントトレーニング協力
- ・サポートブック作成指導 等

### 【連絡先】

ペアレントメンター鳥取事務局  
 鳥取市瓦町601 特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会内  
 ☎ 0857-30-0670（平日 10：00～14：00） FAX 0857-30-2785  
 E-mail：p-ment@kind.ocn.ne.jp  
<http://p-ment.main.jp/parentmentor>

## ふとうこうそうごうたいさく いじめ・不登校総合対策センター

発達障がいを含めた各種障がいに関わることについて、ご本人やご家族からの相談をお受けしています。また、東部・中部・西部の各地で月1～2回程度、小児科医・精神科医による教育相談会も行っています。

### 【連絡先】

いじめ・不登校総合対策センター教育相談担当  
 ※教育相談会のお申込み ☎ 0857-28-2322 FAX 0857-31-3958

## えるでーとうせんもんいん LD等専門員による発達障がいのある又は可能性のある

### ようじじどうせいと 幼児児童生徒に関する教育相談

### 【巡回相談】

担当区域のLD等専門員が小・中学校を計画的に訪問します。

### 【依頼による相談活動】

担当区域内の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校等からの依頼に応じ、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わ

まういん ほ ごしゃ たいしやう そうだん おこな  
る教員や保護者を対象に相談を行っています。

れんらくさきとう しやうさい  
※連絡先等、詳細は p124 ~ p125 をご覧ください。

### とくべつ し えんがっこう きやういくそうだん 特別支援学校の教育相談

けんない とくべつ し えんがっこう ちいき しやう にゅうようじ じどうせいと ほ ごしゃ きやういん  
県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員  
たい きやういくそうだん おこな  
に対して教育相談を行っています。

れん らく さき かくとくべつ し えんがっこう  
【連絡先】 各特別支援学校

### しやう ちゅうがっこう ぎ む きやういくがっこう こうとうがっこう きやういくそうだん 小・中学校、義務教育学校、高等学校の教育相談

かくしやう ちゅうがっこう ぎ む きやういくがっこう こうとうがっこう とくべつ し えんきやういくしゆにん たんとく  
各小・中学校、義務教育学校、高等学校には特別支援教育主任（担当）がいます。  
とくべつ し えんきやういくしゆにん たんとく ほったつしやう ふく しやう とくべつ きやういくてきし えん ひつよう  
特別支援教育主任（担当）は発達障がいを含めた障がいにより特別な教育的支援を必要  
じどうせいと てきせつ し えん おこな こうない し えんたいせい とどの こうがい かん  
とする児童生徒に適切な支援を行うために、校内の支援体制を整えるとともに、校外の関  
けいき かん れんらくちやうせいおよ ほ ごしゃ たい がっこう まどぐち かつどう おこな  
係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口としての活動を行っています。

れん らく さき かくしやう ちゅうがっこう ぎ む きやういくがっこう こうとうがっこう  
【連絡先】 各小・中学校、義務教育学校、高等学校

### しゅうろう かん そうだん 就労に関する相談

とつりしやうがいしやしやくきやう しやうがいしやしゅうきやう せいかつ し えん どう そうだん おこな  
鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等で相談を行っています。

れんらくさきとう しやうさい  
※連絡先等、詳細は p108 ~ p113 をご覧ください。

## せいしんしやう しや か ぞくそうだん (5) 精神障がい者家族相談ダイヤル

せいしんしやう かん そうだん とくせいじやう ほんにん か ぞく たしや そうだん たい しやう  
精神障がいに関する相談は、その特性上ご本人やご家族が他者へ相談することに対し消  
きやくてき けいこう  
極的な傾向があります。そこで「同じ体験をした者（家族）という親近感や安心感」とい  
てん い おも きやうゆう そうだんさき そうだんしや せんもんてき そうだん きかん  
う点を活かし、思いの共有ができる相談先として、また相談者が専門的な相談機関へつな  
でん わ そうだん おこな  
がるきっかけとして電話相談を行っています。

そうだんにち し まいつきだい だい もくようび  
【相談日時】 毎月第1・第3木曜日 13:00 ~ 16:00

でん わ ばんごう せんよう  
【電話番号】 090-3880-3498（専用ダイヤル）

【対象者】 精神障がいのある方のご家族、精神障がいのある方等  
 【窓口】 鳥取県精神障害者家族会連合会

相談に関すること

1

## (6) 鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関

高次脳機能障がいは脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故などによる頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、その他の病気により脳が損傷を受けると、身体の障がいとは別に、思考や記憶、注意、言語などの脳機能の一部に障がいがおきる場合があります。

発症、受傷原因、年齢、障がい状況などで様々なサポートが受けられる場合があります。倉吉市にある野島病院が鳥取県の委託を受け、鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関として、病院内に高次脳機能センターを設置し、専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。

### 【事業内容】

- ・福祉サービス事業所等に関する各種情報提供
- ・相談、助言
- ・支援者、一般の方への研修
- ・必要な場合、当院担当医師による外来診療（予約制）

### 【対象者】

- ・高次脳機能障がいのある方やそのご家族
- ・高次脳機能障がいのある方と関わりのある各種機関

### 【窓口】

鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関 野島病院高次脳機能センター

倉吉市瀬崎町 2714-1

☎ 0858-27-0205（直通） FAX 0858-23-7122

高次脳機能障がい支援ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koujinou>

※県総合事務所福祉保健局（保健所）や鳥取市保健所、県高次脳機能障害者家族会においても相談・助言を行いますので、あわせてご利用ください。

## (7) 鳥取県高次脳機能障害者家族会

高次脳機能障がいのある方やそのご家族に対して、同じ経験をしてきた当事者とご家族の立場で、悩みを共感したり、支えあう活動をしています。

### 【事業内容】

- ・情報交換会（家族会定例会）

※県内の東部、中部、西部地区でそれぞれ開催しています。

東部地区（会場：鳥取市）毎月開催

中部地区（会場：倉吉市）隔月開催

西部地区（会場：米子市）隔月開催

- ・研修会

### 【対象者】

- ・高次脳機能障がいのある方やそのご家族・関係者

### 【窓口】

鳥取県高次脳機能障害者家族会 事務局

米子市西倉吉町 83-3 障害者生活支援センターまちくら内

☎ 0859-35-5647 FAX 0859-35-5648

## (8) 鳥取県アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点機関

アルコールや薬物、ギャンブル等に過度に依存してしまうことは病気です。この病気は本人の意志を強くしても対処が困難です。また、周りにいるご家族や友人、職場の同僚などいろいろな方が、問題解決をどこに相談していいのかわからず、対応に困っている現状があります。

渡辺病院では、県からの委託を受け「アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点機関」として、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症についての普及啓発や相談対応、専門的な治療を行っています。相談は、専門的な知識を有する看護師、精神保健福祉士等からなる「相談支援コーディネーター」が対応します。

※「アルコール健康障害」とは…アルコール依存症その他の習慣的多量飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒による心身の健康障害。

※「ギャンブル等」とは…法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為。



**【対象者】**

・アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症でお困りの方及びご家族。医療・保健・福祉担当者。自助グループで回復に取り組んでいる方。民生委員、保護司など関係者・関係機関担当者など。

**【窓口】**

社会医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院  
 精神科外来、医療相談室「相談支援コーディネーター」  
 鳥取市東町3丁目307  
 ☎ 0857-24-1151 FAX 0857-24-1024

ホームページ <http://www.t-alcsien.jp/>

※平日の9:00～17:00に相談表を作成し、ご本人・ご家族、かかりつけ医等からの相談支援を行います。夜間当直帯に電話相談等があった場合は、申し送りの上、後日、直接電話を受けるか相談面接を行います。出前相談や関係機関との連携業務についても、同様に担当した「相談支援コーディネーター」が日程調整等を行います。

**【その他特記事項】**

広く当事者やご家族、かかりつけ医等からの相談に対応し、適切な介入や連携業務を行うようにします。支援拠点の活動としては「動機づけ面接法」やご家族への相談対応と介入などの研修会を開催します。病気の理解を助ける資料や各種リーフレットなどを取りそろえるようにしています。地域での健康活動における出前講座の要請や自助グループの活動へも「相談支援コーディネーター」を中心に無料で出かけており、積極的な研鑽や協力活動を心がけています。

※ギャンブル等依存症支援拠点機関については、令和2年7月1日設置。

えぬびーおーほうじんとつとりけんだんしゅかい  
**(9) NPO法人鳥取県断酒会**

アルコール依存症は、自分で飲酒のコントロールが出来なくなり飲んではいけない時・場所・場合でも飲酒してしまい問題を起こす進行性の心と身体の病気です。一度発症すると完全に治癒することはありませんし、再度、酒・アルコールを口にするとたちまちもとの状態に戻ってしまいます。再発防止には、断酒しかありません。

断酒会は、アルコール依存症の人及び酒・アルコールを止めたいと自発的に思っている人の断酒を支援する自助グループです。

【事業内容】

- ・断酒例会
  - 参加者が体験談を語りそれを聴き自己洞察・追体験することで新しい自己を確立する手段としています。鳥取市・米子市・境港市・倉吉市を中心にほぼ毎日開催しています。
- ・酒害（酒・アルコールの悩み）相談
  - 下記窓口へご連絡下さい。

【対象者】

- ・アルコール依存症の人、酒・アルコールを止めたいと思う人、そのご家族をはじめその人達を支える人

【窓口】

えぬびーおーほうじん とっとりけんたんしゆかい  
NPO法人鳥取県断酒会  
さいはくぐんだいせんちやうとみなが  
西伯郡大山町富長 70

☎・FAX 0859-54-3421      けいたい 携帯 090-3639-3390 (杉原)

(10) 鳥取県てんかん診療拠点機関

てんかん診療支援コーディネーターが相談窓口となり、日本てんかん協会鳥取県支部と連携して、てんかん患者さんとその家族に対する相談支援を行っています。また、県全域でてんかん患者さんが適切な治療を受けられるシステムの構築を目指し、医師による医療相談も行っています。

その他にも、てんかんに関する啓発活動や情報提供をホームページに掲載しています。

【対象者】

- ・てんかんのある方やそのご家族・関係者（医療・教育など）（特に限定はありません。）

【受付日時】

- ・月・火・木・金曜日 13:00～16:00

【窓口】

とっとりけん しんりやうきよてん きかん  
鳥取県てんかん診療拠点機関

よなごしにしまち とっとりだいがく いがくぶ ふぞくびやういんない  
米子市西町 36-1 鳥取大学医学部附属病院内

☎ 0859-38-7504 (専用ダイヤル)      FAX 0859-38-7505

ホームページ <http://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/epilepsy/>

※相談は電話または面接で行います（メール等では受け付けていませんのでご了解ください）。

※コーディネーターや医師との相談については、お問い合わせの際、日程調整させて頂

くことがあります。

※病院に受診される場合は要予約。

## (11) 公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部

てんかんは古くからある病気ですが、今なお偏見と差別により患者の社会参加を遅らせています。

乳幼児から高齢期にわたり発症するてんかんは、まず専門医による正しい診断と治療が不可欠です。ひとりて悩まずご相談下さい。

当事者の立場に立って、専門医や専門職が相談対応や助言を行います。

### 【事業内容】

・てんかんの正しい知識の普及啓発・療育支援・ピア活動・調査研究・相談対応等

### 【対象者】

・てんかんのある方やそのご家族・支援関係者・教育関係者（特に限定はありません。）

### 【相談日時】

・平日 13：00～16：00

### 【窓口】

公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部

米子市皆生温泉 2-2-15 NPO法人あかり広場内 ☎・FAX 0859-35-0505

※相談は電話または面接で行います（メール等では受け付けていませんのでご了解ください）。

## (12) NPO法人鳥取ダルク（アルコール・薬物問題相談ダイヤル）

私たち鳥取ダルクは、アルコール・薬物依存症を病気と捉え、適切な知識と理解に基づいた対応を心掛けています。

長年にわたるアルコール・薬物依存症者との辛い関わりの中で、ご家族や周囲の人の心は傷つき、怪我をした状態になっています。

薬物依存症者が回復治療プログラムで自分の人生を取り戻していくように、ご家族もまた心のケアをすることによって回復していく必要があります。

今までどこに相談すれば良いのか判らず途方にくれていた当事者、ご家族のために、薬物問題の相談・薬物予防啓発活動も随時行っています。

【対象者】 アルコール・薬物でおこまりの当事者・ご家族  
 【相談日時】 (月) ~ (金) 10:30 ~ 17:00 (土) 10:30 ~ 15:00  
 【窓口】 NPO法人鳥取ダルク

☎・FAX 0857-72-1151

ホームページ <http://tottoridarc.com>

※施設へ来所される場合は要予約

## (13) 成年後見支援センター

高齢者や障がい者の権利擁護に取り組む支援センターが、東・中・西部の3か所に設置されています。財産管理や生活上のサービスを取り交わす判断能力が不十分な人を保護するための相談や支援を行っています。

※制度・連絡先等、詳細は p149 ~ p152 をご覧ください。

## (14) あいサポート・アートセンター

「あいサポート・アートセンター」は障がい者の優れた作品の展示や芸術・文化活動に関する情報発信を行うとともに、創作活動に取り組む障がい者やその支援者を支援するため、相談受付や研修会を行います。

### 【事業内容】

常設展示：障がい者の優れた芸術・文化作品を常設展示する「くらよしアートミュージアム無心」を運営するとともに、定期的に県内東西巡回展などを行い、障がい者の優れた芸術性に触れる機会を継続的に提供します。

情報発信：障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集しインターネット等を活用して、広く発信します。

人材育成：障がい福祉サービス事業所の職員や文化芸術関係者、教育関係者等に対して、障がい者の創作活動の支援方法や著作権等の権利保護に関する研修会を行います。

相談支援：障がい者やそのご家族、障がい者芸術・文化活動を支援する福祉サービス事業者等からの相談を受け付け、創作活動や著作権保護等に関するアドバイスを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関等の紹介を行います。

普及啓発：障がい者本人やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場を

提供するため、美術や音楽などの創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催します。

アートギャラリー支援：

県民が気軽に障がい者アートを楽しめるアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする「鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度」の認定事業者と連携して認定ギャラリーで開催される障がい者アート展等の情報発信を行うとともに、展示等についての助言をします。

【窓口】

あいサポート・アートセンター

〒682-0821 倉吉市魚町2563（琴櫻記念館前）

☎0858-33-5151 FAX 0858-33-4114

E-mail : info.artcenter@ncn-k.net

## (15) 鳥取県聴覚障がい者センター

県内の聴覚障がい支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県聴覚障がい者センター」を県内3か所に設置し、個々のニーズに応じた相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣など、様々な事業を実施しています。

【対象者】 きこえない・きこえにくい人

【窓口】 鳥取県東部聴覚障がい者センター

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎0857-32-6070 FAX 0857-32-6071

鳥取県中部聴覚障がい者センター

〒682-0822 倉吉市葵町724-15

☎0858-27-2355 FAX 0858-27-2360

鳥取県西部聴覚障がい者センター

〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階

☎0859-30-3659 FAX 0859-30-3660

## (16) 鳥取県盲ろう者支援センター

県内の盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県盲ろう者支援センター」を設置し、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣や相談支援事業、生活・コミュニケーション訓練事業を行っています。

### 【事業内容】

- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - 盲ろうの方のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろうの方のコミュニケーションと外出を支援します。
- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成事業
  - 盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。
- ・盲ろう者向け相談支援事業
  - 盲ろうの方やそのご家族等に対する情報提供やその方に適した相談支援を行います。
- ・盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業
  - 盲ろうの方に対して、家事・歩行等の生活訓練や、手話・点字等のコミュニケーション訓練を行います。

【対象者】 盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）

【窓口】 鳥取県盲ろう者支援センター

〒683-0823 鳥取県米子市加茂町2丁目108番地 SANKIビル2階

☎0859-30-3830 FAX 0859-21-1537

E-mail : t-db-sc@tottoridb.jp

## (17) 鳥取県視覚障がい者支援センター

県内の視覚障がいのある方に対する総合的な相談支援の窓口として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」を県内3か所に設置し、見えない・見えにくい方、そのご家族や支援者の方などに対する情報提供や個々のニーズに応じた相談支援を行っています。

【対象者】 見えない・見えにくい人

【窓口】 鳥取県視覚障がい者東部支援センター

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎0857-32-8015 FAX 0857-32-8018

E-mail : t-senta@tottori-lighthouse.or.jp

とっとりけん しかくしやう しやちゆうぶ しえん  
鳥取県視覚障がい者中部支援センター

〒 682-0023 くらよししやまね 倉吉市山根 540-1 パープルビル 4階

☎ 0858-27-1654 FAX 0858-27-1885

E-mail : c-senta@tottori-lighthouse.or.jp

とっとりけん しかくしやう しやしえん  
鳥取県視覚障がい者支援センター

〒 683-0001 よなごしかいけおんせん 3-18-3 よなごしかいけしみん かんりとうない  
米子市皆生温泉 3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟内

☎ 0859-46-0778 FAX 0859-22-7688

E-mail : s-senta@tottori-lighthouse.or.jp

※相談をご希望される方は事前にご連絡ください。

## (18) ロービジョン相談窓口

とっとりけんないのロービジョン者、そのご家族や支援者からの生活、医療、福祉等に関する相談支援を行っています。

【対象者】 ロービジョン者

【窓口】 〒 683-8504 よなごにししまち ばんち 1 とっとりだいがく いがくぶ ふぞくびやういんない  
米子市西町 36 番地 1 鳥取大学医学部附属病院内

☎ 080-9433-5279

まいしゅうげつようび かようび ごぜんじ から ごぜんじ  
毎週月曜日、火曜日 午前9時から午前11時まで

